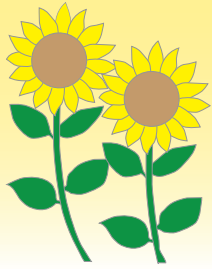


燃えない・燃え広がらないまちをめざして

# 北砂三・四・五丁目地区 まちづくりニュース



第7号

平成28年8月

感震ブレーカーのご案内 …表面  
細街路拡幅整備事業のご案内 …裏面

発行・編集：江東区都市整備部地域整備課

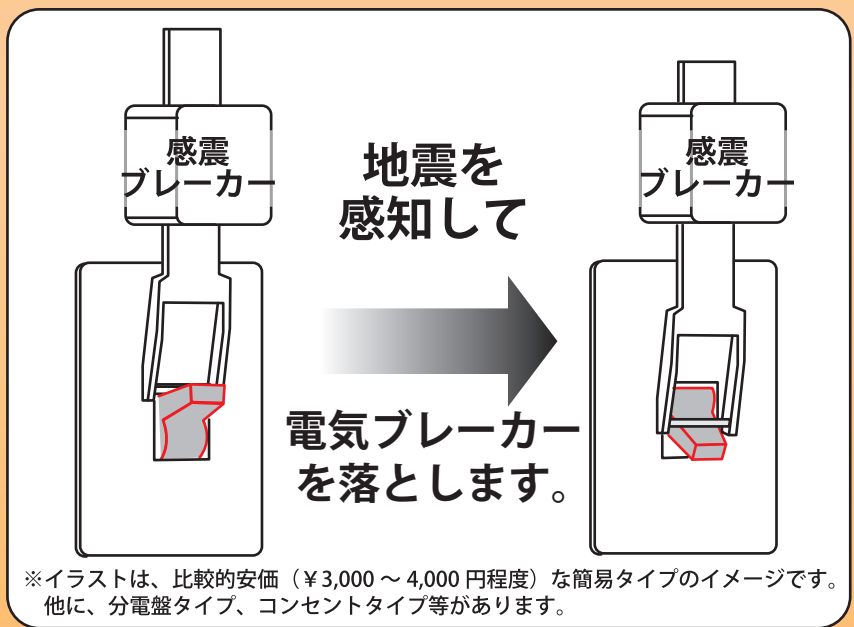
## 感震ブレーカーは、 電気火災からあなたの建物を守ります！



電気ストーブや電源タップが発火して電気火災を招く恐れがあります。

※東日本大震災の本震による火災は、過半数が電気関係の出火でした。

感震ブレーカーを設置すると…



**簡易タイプの感震ブレーカーは、不燃化相談ステーションで実物をご覧になれます！**

ご購入は、添付「防災用品あっせんのご案内」をご覧ください。

### <身近なご相談先は>

#### 江東区不燃化相談ステーション

〒136-0073  
江東区北砂 4-24-3 宗清水ビル 2F  
[電話番号] 03-6666-0580  
[Fax番号] 03-6666-0521  
[開設日時] 月・火・木・金曜日 11:00～19:00  
土曜日 10:00～18:00

### ● <問い合わせ先>

- 江東区総務部
- 危機管理室防災課
- 〒135-8383
- 江東区東陽四丁目 11 番 28 号
- [電話番号] 03-3647-9587
- [Fax番号] 03-3647-8440

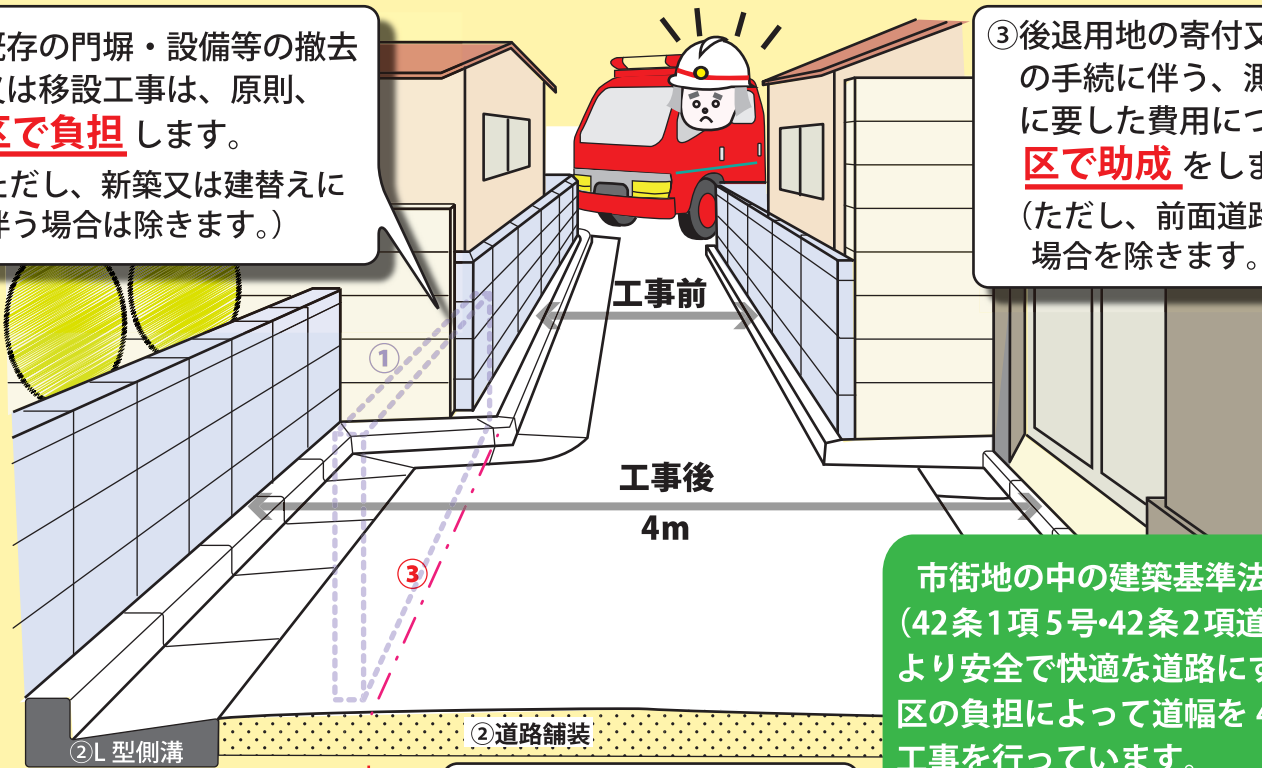


# 道幅を広げる工事にご協力ください。

## — 細街路拡幅整備事業 —

①既存の門塀・設備等の撤去又は移設工事は、原則、**区で負担**します。  
(ただし、新築又は建替えに伴う場合は除きます。)

③後退用地の寄付又は無償使用の手続に伴う、測量・分筆等に要した費用については、**区で助成**をします。  
(ただし、前面道路が私道の場合を除きます。)



市街地の中の建築基準法上の道路(42条1項5号・42条2項道路に限る)を、より安全で快適な道路にするために、区の負担によって道幅を4mに広げる工事を行っています。

住みよいまちづくりのために、区民の皆様のご協力をお願いしております。

②後退用地の道路舗装及びL型側溝の移設は、**区で工事**を実施します。

◆前面道路(敷地に接している道路)の種類によって、取扱いが異なります。

前面道路	後退用地		拡幅工事	維持管理	その他
	区分	所有権等			
区道等 (認定外・区有通路・準用通路を含む)	寄付	区に移転	江東区	江東区	抵当権の付いている後退用地の寄付は受けられません
	無償使用	私有地のままで区と無償使用承諾を締結			後退用地の固定資産税が非課税になる場合があります ※詳しくは、都税事務所にお問い合わせください
私道	私有地のまま ※後退用地のみの寄付等は受けられません		江東区	自主管理	後退用地は測量しません ※整備工事の前に、関係権利者の立会いにより道路中心を確定してください 後退用地の固定資産税が非課税になる場合があります ※詳しくは、都税事務所にお問い合わせください

### <身近なご相談先は>

江東区不燃化相談ステーション

〒136-0073  
江東区北砂 4-24-3 宗清水ビル 2F  
[電話番号] 03-6666-0580  
[Fax番号] 03-6666-0521  
[開設日時] 月・火・木・金曜日 11:00 ~ 19:00  
土曜日 10:00 ~ 18:00

### <問い合わせ先>

- 江東区都市整備部
- 建築調整課建築防災係
- 〒135-8383
- 江東区東陽四丁目 11 番 28 号
- [電話番号] 03-3647-9764
- [Fax番号] 03-3647-9009

